

大刀洗町告示第50号

令和4年第22回大刀洗町議会臨時会を次のとおり招集する

令和4年11月15日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和4年11月30日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

隠塚 春子

平田 康雄

野瀬 繁隆

黒木 徳勝

平山 賢治

東 義一

古賀 世章

松熊武比古

高橋 直也

安丸眞一郎

○応招しなかった議員

令和4年 第22回 大 刀 洗 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第1日)

令和4年11月30日 (水曜日)

議事日程 (第1号)

令和4年11月30日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 承認第7号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算 (第6号) の専決処分の承認を
求めることについて

日程第5 議案第34号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

日程第6 議案第35号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

日程第7 議案第36号 大刀洗町条件付採用職員の分限に関する条例の制定について

日程第8 議案第37号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算 (第7号) について

日程第9 議案第38号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) につい
て

日程第10 議案第39号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1号)
について

日程第11 議案第40号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
- ①検査結果の報告
- (2) 町長の報告（あいさつ）
- 日程第4 承認第7号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第5 議案第34号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第6 議案第35号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第36号 大刀洗町条件付採用職員の分限に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第37号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第9 議案第38号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい
て
- 日程第10 議案第39号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第11 議案第40号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
-

出席議員（10名）

2番	隠塚 春子	3番	平田 康雄
4番	野瀬 繁隆	5番	黒木 徳勝
7番	平山 賢治	8番	東 義一
9番	古賀 世章	10番	松熊武比古
11番	高橋 直也	12番	安丸眞一郎

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	大浦 克司
教育長	……………	柴田 晃次	総務課長	……………	松元 治美
税務課長	……………	田中 豊和	福祉課長	……………	矢野 智行
建設課長	……………	棚町 瑞樹	健康課長	……………	早川 正一
住民課長	……………	案納 明枝	財政係長	……………	福岡 信義
人事法制係長	……………	辻 孝将			

開会 開議午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。

現在の出席議員は10人です。ただいまから、令和4年第22回大刀洗町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、9番、古賀世章議員、10番、松熊武比古議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、諸報告を行います。

まず、検査結果の報告を行います。

監査委員より、令和4年8月末日分、9月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

以上で、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 皆さん、おはようございます。議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和4年第22回大刀洗町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、今年度は5月、6月、8月に続き4度目の臨時議会となり、議員の皆様には臨時議会の

開会に御理解頂き感謝を申し上げます。

今年は久しぶりに大きな災害もない、実りの秋を迎えることができました。そして、今月12日、13日には、3年ぶりに「みんなの力で乗り越えよう」をテーマにドリームまつりを開催いたしました。

併せまして、町政功労者1名、社会功労者3名、5団体の皆様への表彰式を執り行ったところでございます。町政発展に長年御尽力頂きました皆様に改めて感謝を申し上げます。

さて、うれしい報告がございます。現在、全国的に少子高齢化と人口減少が進行し、昨年1年間で日本全体で72万6,000人も人口が減少している中、10月末時点の大刀洗町の住民基本台帳上の人口は、1万6,017人と初めて1万6,000人を超えました。これまで取り組んでまいりました子育て支援や教育環境の充実などの施策が一定の評価を頂いた結果ではないかと大変うれしく思っているところであります。今後とも、大刀洗に住んでよかった、住み続けたいと思っただけのよう町政運営に努めてまいりますので、議員各位の御理解をお願い申し上げます。

さて、今議会には、コロナ禍を踏まえ、住民税非課税世帯などに5万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金などに必要な経費を計上した一般会計補正予算など、補正予算4件、専決処分事項の承認1件、大刀洗町職員の給与に関する条例の一部改正など条例関係が3件を提案いたしております。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議頂きまして、最後には御承認賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4 承認第7号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、承認第7号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） おはようございます。総務課の松元です。説明させていただきます。

承認第7号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）

を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和4年11月30日提出、大刀洗町長、中山哲志。

専決処分の理由です。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業及び和解金等請求事件に係る訴訟に関し、事業を執行するための予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたことが理由となっております。

1枚おめくりください。専決処分書となっております。

もう1枚めくっていただきまして、4枚目となります。

専決第8号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）。

令和4年度大刀洗町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ387万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億6,227万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

令和4年10月13日専決。

大刀洗町長、中山哲志。

歳出から御説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

歳出、3款1項16目電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金給付事業でございます。こちらのほうは国庫補助金として335万7,000円補正をいたしております。

主なものといたしましては、会計年度任用職員の報酬や社会保険料等と、あと職員の時間外手当、需用費といたしまして、支給事務の用品を買うのに26万7,000円。

11節の役務費で郵送料、振込手数料で75万2,000円。

12の委託料でシステム改修を行っております。148万5,000円となっております。

次に、7款1項1目土木総務費です。

12、委託料、こちらのほうは訴訟代理人弁護士の着手金と訴訟事務の委託料という形で51万4,000円組んでおります。

次に、歳入です。

1 ページお戻り頂きまして、6 ページをご覧ください。

歳入、14 款 2 項 2 目民生費国庫補助金、11 節電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金給付事業で 335 万 7,000 円、こちらのほうは事務費となっております。

次に、19 款 1 項 1 目繰越金、1 節の繰越金で前年度繰越金を 51 万 4,000 円、歳入に繰り入れております。

次に、債務負担行為を 3 ページに載せておりますので、3 ページをお開きください。

第 2 表、債務負担行為、福岡地方裁判所令和 4 年（ワ）第 2720 号、和解金等請求事件について訴訟代理委任契約を締結すること。

期間といたしまして、令和 4 年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から 3 月後の日の属する年度まで。

限度額といたしまして、訴訟代理委任に伴う実費及び 100 万円に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内となっております。

以上で、説明を終わります。御審議頂きまして、最後は御承認頂きますようよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。4 番、野瀬繁隆議員。

○議員（4 番 野瀬 繁隆） 一番最初に専決処分理由というのが書いてございまして、これはもっと詳しく言えば 2 件あるということだと思えます。それが理由が一緒になっているような感じになっていて、実際は、いわゆる電力・ガスの高騰の分と提訴された分の弁護士の分ですから、ちょっともう少し専決せざるを得なかった理由を詳しく聞かないと、いきなり 179 条を適用しましたというふうにしかなっていないですから、全協で説明があったのかも分かりませんが、繰り返しになったら申し訳ありませんけど、もう一回説明をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） それでは、まず今回の価格高騰緊急支援給付金の関係で御説明をさせていただきます。

これはもう皆様御存じのとおり、非課税世帯に 5 万円を支給する事業でございます。10 月の上旬に国の要綱等が下りてまいりました。そして、基準日が 9 月 30 日。9 月 30 日の基準日で非課税世帯に 5 万円を支給するということになりましたので、それから逆算をすると、もう既に作業がほぼ終了はしておりますけれども、すぐにでも取りかからなければならなかったという事情がありましたので、今回専決処分をお願いをしたということになってございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。もう 1 件の場合、いいですか。訴訟の関係。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 今度は訴訟の関係のほうの提案理由のほうを説明させていただきます。

今区の土地紛争に関する訴状のほうが9月28日に届きまして、それに対する答弁書のほうを10月20日までに提出する必要があるございましたので、情報提供及び弁護士を選任して着手する必要が緊急に生じたので、今回、弁護士さんに対する着手金、その他の関係の費用が必要になったので、緊急に専決のほうでさせていただいて、すぐ裁判のほうに取りかかる必要が生じたので、今回、専決のほうをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 例えば、6月の議会だったと思うんですが、管理瑕疵で和解が成立して、やっぱり専決の報告が、あれは自治法の180条に基づくものでしたから報告だけで終わったんだと思うんですけど、詳しく内容を説明された議案書というか、物すごく詳しく書かれていて非常に分かりやすかったです。専決は致し方ないなというふうに思うんですけど、これも今説明されたような専決理由を箇条書的でもいいんですから、やっぱりきちっと書いていただいて、でないと、なかなか町民の方がこういう議案書を見て、何かいなというようなことのないように、ぜひとも何か改善をお願いしたいと思うんですが、そこら辺どうですか。

○議長（安丸眞一郎） 今の件について答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

専決処分理由という形です。今後ちょっとどういった形で書くのが一番町民の皆様に分かりやすいのかちょっと確認しながら、今後変更していきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） これは2件の専決事項だと思うんです。本来なら個別に上げて、こちらは承認できるけど、こちらは承認できないというふうなことができますけど、これ一括して上げられているということで、致し方ないと思う案件とそうでない案件が出てくるのかも分かりませんが、そこら辺もちょっと併せて検討をお願いしたいと思います。

もう1点は、3ページで、これは私があまり知らないから、ちょっとあれですけど、債務負担行為が掲げられています。債務負担行為には事項というのは、いわゆる訴訟代理人弁護士さんとの契約をするのに、これは裁判ですから、いつ終わるかよく分かんないということで、多分債務負担行為でやられたんだろうと思うんです。その中で、ちょっと一、二点、詳しくないから教えていただきたいんですけど、普通だったら期間は令和4年度から訴訟が終了した月から3月後というふうになっているこの3月後というのは、何かちょっとした根拠が何かあるのかどうかというのが一つ。

それともう1点は限度額。限度額で前段は分かるんですけど、「及び」の以下、100万円に

同額の消費税と、それはどういうことなのかというのが、ちょっと分かれば詳しく教えていただければと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 債務負担行為に関する野瀬議員さんからの御質問、まず期間のほうですけれども、訴訟が終了した日から3月後ということの根拠ということですが、これについて、法的な根拠というのはこちらのほうでは承知しておりませんが、請求に関する事務手続等を含めて3月程度が相当な期間であるだろうというところで、この期間を設定しているところでございます。

それから、限度額の事務手数料等に、その後の100万円ということですが、これにつきましては、相手方から和解金の請求金額が、こちらちょっと今のところ請求金額のはっきりした金額はお持ちしておりませんが、それが裁判の結果、要は仮に500万円程度請求が来ていて、結審して町が支払う請求はゼロでしたという場合に、経済的利益、要は払わなくてよかった金額が500のゼロでしたら、500万円が経済的利益、それに対して弁護士会等での基準に基づく報酬基準を掛けたものが成功報酬になります。というところで、今、手元に届いている和解金の請求金額に関して、経済的利益が100%生じた場合に弁護士会が定める報酬基準を掛けた金額が100万円程度になりましたので、これを成功報酬額の上限額としてそこに記載をしているところです。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 説明頂いたんですが、要は成功報酬分だということなんですね。分かりました。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時21分

再開 午前9時28分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第5、議案第34号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、議案第34号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 議案第34号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年11月30日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、人事院勧告に基づき国家公務員給与に関する法律が改正されたことに伴いまして、職員の給与について国との均衡を図るため、当該条例の一部を改正する必要がありましたので、提案させていただきました。

今回の人事院勧告のポイントといたしましては、3年ぶりに月例給及び賞与共に引上げとなっております。民間給与との格差を埋めるために、初任給及び若年層の月額を引上げ、また賞与の引上げ、民間の支給状況等を踏まえて勤勉手当にそれが配分されております。

月例給につきましては、令和4年4月からの遡及適用という形になっております。大体、町の職員で30代半ば程度の職員が引上げの改定になる予定です。賞与につきましては、勤務実態に応じた給与を促進するため、引上げ分は勤勉手当のほうに配分されておりました、100分の10が令和4年12月期から改定という形になっております。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。6ページとなります。

大刀洗町職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）です。

旧のほうをご覧ください。

勤勉手当。

20条、第2項第1号、前項の職員のうち再任用職員以外の職員、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額というところの100分の95が、新では100分の105という形になっております。改正点としては、100分の10が加算された形となっております。

次に、第2号、前項のうち再任用職員、当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額の100分の45が100分の50で、100分の5が加算された形となっております。

その下でございます。

別表第1、第6条関係です。行政職の給与表が載っております。

こちらのほうは8ページをご覧ください。

8ページの1級の25号が大卒の初任給となっておりますので、8ページの旧のほうで真ん中辺りの25の横を見ていただいて、18万2,200円というのが新のほうを見ていただきまして、18万5,200円という形で3,000円の増額という形になっております。

あとはご覧ください。

続きまして、13ページをご覧ください。

大刀洗町職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）でございます。

先ほどの第1条関係は、令和4年12月期にお支払いする賞与の分についての勤勉手当でございます。こちらのほうは、令和5年4月から施行いたします令和5年6月、12月期に支払います給与に関してでございます。

同じく、勤勉手当。

第20条、第2項第1号のところでございます。

先ほど、100分の105という形にした分を、新では100分の100、第2号で100分の50、こちらのほうは再任用職員の分でございます。100分の50を100分の47.5という形で変更しております。

こちらのほうは、先ほど100分の10を加算した分ですけれども、6月と12月の2回に分けますので、100分の5ずつを足したという形で100分の10がプラスされているという形です。同様に、再任用職員の分も100分の5が100分の2.5ずつで、年間100分の5が増額となっているという形になっております。

4ページの附則へお願いいたします。

附則。

施行期日。

第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定（第20条第2項の改正規定を除く。次条に同じ。）による改正後の給与条例は、令和4年4月1日から適用する。

給与の内払い。

第2条、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

委任。

第3条、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定める。

以上で説明を終わります。御審議頂きまして、最後は御承認頂きますようよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第6 議案第35号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、議案第35号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 議案第35号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年11月30日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、人事院勧告に基づき国家公務員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、会計年度任用職員の給与について、国並びに近隣市町村との均衡を図るため当該条例の一部を改正する必要がありますので、提案させていただいております。

新旧対照表、一番最後のページをご覧ください。

大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表でございます。旧のほうです。

フルタイム会計年度任用職員の期末手当。

第18条につきまして、こちらのほうも100分の72.5の部分を100分の77.5という形で100分の5を加算しております。

こちらのほうの会計年度職員につきましては、令和5年の4月からの適用となりますので、100分の5が2回という形で、年間ですと100分の10が加算される形となっております。前のページをご覧ください。

附則です。

この条例は、令和5年4月1日から適用する。

以上で説明を終わります。御審議頂きまして、最後は御承認をよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第7. 議案第36号 大刀洗町条件付採用職員の分限に関する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、議案第36号大刀洗町条件付採用職員の分限に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 議案第36号大刀洗町条件付採用職員の分限に関する条例の制定につ

いて。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年11月30日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、地方公務員法の規定に基づき条件付採用期間中の職員の分限に関しての条例を整備する必要があるため、提案させていただいております。

1枚おめくりください。

大刀洗町条件付採用職員の分限に関する条例。

目的。

第1条、この条例は、地方公務員法第29条の2第2項の規定に基づき、条件付採用期間中の職員の分限に関し必要な事項を定めるものとする。

降任及び免職。

第2条、町長は、条件付採用期間中の職員が次の各号のいずれかに該当する場合において、その意に反して、これを降任し、または免職することができる。

第1号、勤務実績がよくない場合。

第2号、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合。

第3号、前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合。

第4号、職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じた場合。

第5号、刑事事件に関し起訴された場合。

休職。

第3条、町長は、条件付採用期間中の職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

第1号、心身の故障のため、長期休養を要する場合。

第2号、刑事事件に関し起訴された場合。

分限の手續及び効果。

第4条、降任、免職及び休職の手續及び効果については、大刀洗町職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の規定の例による。

委任。

第5条、この条例の実施について必要な事項は規則で定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、説明を終わります。御審議頂きまして、御承認頂きますようよろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号大刀洗町条件付採用職員の分限に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第8. 議案第37号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第37号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） それでは、説明させていただきます。予算書を1枚おめくりください。

議案第37号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）。

令和4年度大刀洗町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,302万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億5,529万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算の補正による。

令和4年11月30日提出、大刀洗町長、中山哲志。

歳出のほうから説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

歳出につきましては、給与に関する条例の一部を改正する改正に伴いまして、人件費の増額をしております。人件費については説明を省略させていただきます。

6ページについては、人件費となっておりますので省略させていただきます。

次の7ページをご覧ください。

2款2項2目賦課徴収費、22節償還金・利子及び割引料につきまして、町税と法人町民税の

還付金並びに賦課加算金のほうを730万増額しております。

それ以降につきましては、7ページ、8ページは人件費となっておりますので省略させていただきます。

次のページ、9ページ。

3款1項11目国民健康保険費、27、繰出金、こちらのほうも国保会計のほうに人件費のほうを17万4,000円繰り出しております。

その下、12目後期高齢者医療保険費につきましても、同じように4万4,000円。

1つ飛びまして、16節電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金給付事業、18、負担金・補助及び交付金でございます。こちらのほうは、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金という形で、各世帯への支援金でございます。住民税の均等割非課税世帯、家計急変があった世帯に対して1世帯当たり5万円を給付する事業でございます。

次のページ、10ページでございます。

下のほうになります。

4款2項1目し尿処理費と2目の塵芥処理費でございます。18の負担金・補助及び交付金でございます。こちらのほうは、併せて一般廃棄物収集運搬事業者への支援金という形になっております。原油価格の高騰の影響を特に受けている収集業者に対しまして、車両対象台数に応じて支援金の交付を行う事業といたしまして、事業の継続を維持するような形での支援を行っていくものでございます。1台当たり5万円という形で、16台の予算を予定しております。

続きまして、11ページについては人件費でございます。

12ページの中ほどでございます。

7款3項2目公共下水道費、こちらのほうも人件費のほうの繰出しをしております。1万7,000円でございます。

それ以降につきましては、人件費となりますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入のほうを説明させていただきます。

歳入につきましては、5ページという形になります。

歳入、14款2項1目総務費国庫補助金、4、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という形で80万。こちらのほうは、先ほど収集業者のほうの支援という形で行った分に対しての80万でございます。

その下でございます。

2目民生費国庫補助金でございます。

11節電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金給付事業でございます。こちらとしては、給付事業費の事業費で7,650万円。

19款1項1目繰越金で、前年度繰越金のほうから1,572万2,000円のほうを繰り入れております。

以上で説明を終わります。御審議頂きまして、最後は御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第9. 議案第38号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第9、議案第38号令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 健康課の早川でございます。議案第38号について御説明をさせていただきます。

議案第38号令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億536万1,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年11月30日提出、大刀洗町長、中山哲志。

それでは、6ページの歳出から御説明をいたします。

1款1項1目一般管理費、補正額17万4,000円でございます。こちらにつきましては、

人件費の増額補正となっております。

続いて、5款2項2目保健事業費、補正額3万7,000円の増額補正でございます。こちら
も職員の人件費でございます、今回は人事院勧告に伴う人件費の増額補正をさせていただいて
いるものでございます。

続きまして、5ページ、歳入、お願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金、補正額17万4,000円でございます。職員給与費等繰入金
となっております。

次に、7款1項1目繰越金として、補正額3万7,000円となっております、前年度の繰
越金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい
てを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

**日程第10. 議案第39号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第
1号）について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第39号令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会
計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは、議案第39号について御説明をいたします。

議案第39号令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところに
よる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,459万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年11月30日提出、大刀洗町長、中山哲志。

それでは、6ページの歳出から御説明をいたします。

1款1項1目一般管理費、補正額4万4,000円でございます。こちらも人事院勧告に伴う人件費の補正を計上させていただいております。

続きまして、歳入、5ページをお願いいたします。

3款1項1目事務費繰入金、補正額4万4,000円。こちらは、一般会計からの繰入金4万4,000円を計上させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

————— . ————— . —————

日程第11. 議案第40号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第11、議案第40号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 建設課の棚町でございます。

それでは、議案第40号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の内容を御説明させていただきます。

議案書を1枚おめくりください。

議案第40号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,211万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年11月30日提出、大刀洗町長、中山哲志。

それでは、初めに歳出予算から説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

歳出予算の補正でございますが、人事院勧告等給与改定に伴いまして、2款1項1目一般管理費において職員手当等において1万7,000円を追加計上するものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

歳入予算につきましては、財源調整としまして4款1項1目の一般会計繰入金1万7,000円を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

○議長（安丸眞一郎） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第22回大刀洗町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時04分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年11月30日

議 長 安丸眞一郎

署名議員 古賀 世章

署名議員 松熊武比古

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年11月30日

議 長

署名議員

署名議員